

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

初めに、10月20日執行されました亀岡市長選におきまして桂川孝裕市長が大勝利されましたことを心よりお祝い申し上げます。

市政発展のため、引き続き邁進いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私自身も、決意を新たに頑張ってみますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、マイナンバーカードの普及促進について、お伺いいたします。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に、1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の3分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであります。

平成28年1月より本格的にスタートし、期待される効果として、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現の3つが挙げられていますが、マイナンバーカードの普及と利活用の促進が課題となっております。

そこでお伺いいたします。本市におけるマイナンバーカードの交付状況をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

質問にお答えする前に、山本議員には、去る10月20日の選挙戦で大変御尽力いただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げ、また、ただいまは激励をいただきましたことに心からお礼申し上げます。ありがとうございます。今後ともどうぞ御指導のほど、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、本市におけるマイナンバーカードの交付状況であります。令和元年11月1日現在の亀岡市におけるマイナンバーカードの交付枚数は、1万1,692枚で、交付率につきましては、13.2%でございます。同じ時期の、11月1日の全国におけるマイナンバーカードの交付率は、14.3%でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 本市においては13.2%と、全国と比べても低い状況にあるということを確認させていただきました。

なぜ、マイナンバーカードの交付が進まないのか、内閣府が実施した調査によりまずと、マイナンバーカードを取得しない理由として、最も多かった回答は、「取得する必要が感じられないから」が57.6%、2番目が、「身分証になるものはほかにあるから」が42.2%でした。このことから、マイナンバーカードの普及にはメリットが実感できるサービスの提供が重要であると考えます。

現在、本市において、マイナンバーカードの利用により受けられる行政サービスはど

のようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 本市で実施していますマイナンバーカードを利用した行政サービスとしては、平成28年7月から、全国のコンビニエンスストアやイオン、アル・プラザ等で、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の発行を行っているほか、政府が運営するマイナンバーのオンラインサービスであるマイナポータルの子育てワンストップサービスを活用して、児童手当及び保育に係る11の手続を電子申請でしていただけるようになってきているところでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 市長から御答弁いただきました、コンビニ交付につきましては、京都府の中でも早い時期の平成28年7月から導入されており、コンビニ交付を御利用された方からは、市役所の開庁時間を気にせずに、自分のタイミングで取得できるので、大変便利になったと喜んでいただいております。日常的にニーズが発生するものではありませんが、マイナンバーカードを既に取得されている方、されていない方にかかわらず、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票の写し等を発行することができるのだということを、しっかりと周知していただきたいと思っております。

そして、子育てワンストップサービスについては、児童手当や保育に関する11の手続が来庁せずに、自宅のパソコン等で申請できるということで、大変便利になったにもかかわらず、御利用されている方がほとんどいらっしゃらないとお聞きしました。わざわざ市役所に出向くことなく手続が可能となりますので、子育て世代の方を対象に、子育てワンストップサービスについて、利便性を実感していただけるように、母子健康手帳の交付時や、乳児健診時等で周知いただき、カードの取得につなげていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 特にこの子育てワンストップサービスは残念ながら、利用がこの間2件ほどしかないということで、PR不足もあるのかと感じております。市のホームページに子育てワンストップサービスについて掲載しているほか、児童手当の現況届を対象者に送付する際に、チラシを同封したり、周知を図っているところでありますが、来庁された際にも窓口で周知するなどの普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） よろしくお願ひいたします。

国においては、令和元年6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が決定され、令和4年度中にほぼ全ての住民がマイナンバーカードを保有することを目指すスケ

ジュールが示されたところではありますが、持っていないと確かに不便、そう思えるアピールが欠かせません。現在、国においては、健康保険証としての利用や、来年度はマイナンバーカードの仕組みを利用した消費活性化策が予定されておりますが、本市独自の新たなマイナンバーカードの利活用についてのお考えをお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） マイナンバーカードは、行政サービスの向上に欠かせない重要なインフラと考えており、これまでから、他市に先行して住民票等のコンビニ交付の実施や、独自利用としてのマイナンバーカード電子証明書機能、マイキーを活用した自治体ポイントの実証事業をJR亀岡駅観光案内所の物産店かめまるマートで実施するなど、市民の利便性の向上に努めているところであります。しかしながら、本市における現在のカード交付率は、さきに答弁しましたとおり、まだまだ市民に普及が進んでいない状況でありますので、まず、市民の皆さんにマイナンバーカードを保持していただくことを優先的に推進してまいりたいと考えております。

現在、国においては、健康保険証としての利用を初め、制度拡充に向けた見直しが行われており、そのような取り組みで、マイナンバーカードが一定普及して、効率的に利用ができる環境を整えば、対象事業をふやしていきたいと考えているところであります。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今、答弁の中で言っていただきました自治体ポイントは、かめまるマートで使えるということで、平成29年12月から実証事業が進められているかと思うのですが、どのくらい御利用いただいているかわかりましたら、お願いいたします。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 正直言いますと、平成29年12月から実施しておりますが、実質、平成29年度は3件、5,250ポイントが交換され、3,250ポイントの利用があったように聞いております。平成30年度以降は、京都・亀岡ポイントへの交換及び利用実績は今のところないという状況でありますので、そういう面では、もう少しこれが上がっていくような取り組みにつなげていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 御利用が少ないということですので、機会があるごとに普及・啓発やこういうことをしているのだということも御存じない方もいらっしゃると思いますので、周知をお願いしたいと思います。

取得している方が少ない中で、費用対効果という視点で考えると、先ほど市長もおっしゃられたように、まずはカードの普及であると考えておられるということで、推察いたします。

そこで、令和4年度中に、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、各市町村に対して、交付円滑化計画の策定を国から求められておりますが、普及率向上に向けて、今後の取り組みをお尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 令和元年11月15日号のキラリ亀岡おしらせに、「マイナンバーカードを作ろう」を掲載したところでございます。今後の取り組みにつきましては、11月までには2カ月に1回、マイナンバーカード交付休日窓口を土曜日に開設していましたが、今月から、休日窓口を1カ月に1回増設して対応することとし、マイナンバーカード交付も同時に受け付けていくことにしております。

なお、成人式に、マイナンバーカード取得促進チラシを配布する予定にしております。少しでも多くの方々に、使い方も含めて、PRしてまいりたいと思っております。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 高齢者の方が免許を返納される時は、証明書がなくなるので、そういうときにもしっかりとPRしてもらいたいと思うのですけれども、担当課と連携をとってやっていただけるかどうか、お願いいたします。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 特に、最近高齢者の免許返納が300人近く年間あるわけですから、その方々に、身分証明を含めてマイナンバーカードの取得促進をしっかりと啓発していきたいと思っております。

特に、警察においては、運転免許経歴証明書を交付されると聞いているのですが、それは大体1,100円かかるということですから、マイナンバーカードは基本的には写真を撮ればできますので、そういう面ではこちらのほうが安くできるのではないかと考えております。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） その辺もしっかりと訴えていただきたいと思います。そして、マイナンバーカードの普及率が高い自治体では、タブレットを利用した無料写真撮影サービスですとか、オンラインの申請サポートとか、申請割合が低くなっています就業者層をターゲットにして、企業へ出張申請をされておりますけれども、いろいろな形で普及率向上に成果を上げておられるところがあるのですけれども、そういうことを今後亀岡としてやっていくお考えがあるかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 現在においては、そういう写真撮影や出張サービスはいたしておりません。特に、写真撮影は自撮りのタブレットだけでありまして、これは来庁者みずから撮影していただかないと、撮って後からいろいろ御指摘をいただいても困るという

こともありますので、その辺、もう少し、来庁者にとってよりよい形でできるようなサービスを今後検討してまいりたいと思います。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

市民サービスの向上や行政の効率化を目指して、マイナンバーカードの普及を強力的に推進していただきますように、強く要望させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは次に、健康寿命の延伸についてお伺いいたします。

日本では急速に高齢化が進んでおり、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が世界1位となっています。平均寿命は昨年、男性は81.25歳、女性は87.32歳となり、ともに過去最高を更新しましたが、自立して日常生活を送ることができる健康寿命は伸びているものの、その差は男性で約9年、女性は約12年程度短いのが現状であります。

平成31年度版の高齢社会白書によりますと、高齢者のうち、要支援・要介護と認定された人の割合は、65歳から74歳の前期高齢者で、4.3%に対し、75歳以上の後期高齢者では32.1%と、約7倍にふえております。本市において、65歳から74歳の前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者で、要支援・要介護と認定された人の割合をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 健康福祉部長、お答えいたします。

本市の要支援・要介護認定者数の割合ですが、令和元年8月末時点で、65歳から74歳が3.37%、75歳以上が29.20%となっており、約8.6倍でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 本市でも同じく、この75歳以上になると介護認定率が大きくなっているということを確認させていただきました。現在、65歳以上の高齢者の11.5%が、加齢に伴い、筋力や心身の活力が衰え、介護が必要になる一歩手前のフレイル、虚弱状態であると言われております。適切な治療や予防を行うことで、要介護状態に進まずに済む可能性があり、健康寿命の延伸を図るため、介護予防、フレイル対策の重要性が注目されております。

そこでお伺いいたします。厚生労働省は加齢に伴い、筋力や心身の活力が衰え、介護が必要になる一歩手前のフレイル、虚弱の人を把握するため、来年度より75歳以上の後期高齢者を対象にした新たな健診を導入するとしていますが、その概要をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 環境市民部長。

◎環境市民部長（由良琢夫） 環境市民部長、お答えいたします。

これまで、医療保険の保健事業と介護保険の介護予防は、制度ごとに実施されてきましたが、人生 100 年時代を見据えて、保健事業と介護予防を一体的に実施することが求められ、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインが改訂されたところでございます。後期高齢者医療制度の健診は、平成 20 年度の制度発足から、40 歳から 74 歳を対象にした特定健診の項目に準じて実施してきました。健診時の質問票も、メタボリックシンドローム対策に着目して、質問項目が設定されておりまして、今回のフレイル等の高齢者の特性を把握するためのものとしては、十分なものではないというものでございました。

これらのことを踏まえて、今般、フレイル等の高齢者の特性を把握するための新たな質問票が策定されたところでございます。この質問票を健診時等に使用して、健康課題等の把握を行い、その結果をもとに必要な支援につなげていくこととしております。現在、保険者であります京都府後期高齢者医療広域連合におきまして、来年度から健診や一体的実施で活用できるように、関係機関、医師会等と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 介護が必要となる前に、フレイル状態になる高齢者、特に 75 歳以上に多いことを考えれば、フレイルに特化した質問票は、健康寿命の延伸にとっても意義があると考えます。

フレイルの人を把握するとともに、健診後の取り組みが重要であると考えますけれども、この健診結果をどのように活用していくのか、今、少しざっくりと言っていたのですけれども、改めて質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一義） 環境市民部長。

◎環境市民部長（由良琢夫） 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインの第 2 版改訂版で、厚生労働省が示しております活用方法は、後期高齢者医療制度の健診において、高齢者の健康状態を総合的に把握するとともに、高齢者の特性を踏まえて、保健事業に活用・評価して、受診者に健診結果等をフィードバックすることによって、本人への気づきを促すツールとして役立てようとしているものでございます。

本市におきましても、健診データや高齢者の医療・介護等の受診データが蓄積されております国保データベースシステムを活用いたしまして、高齢者 1 人 1 人の健康状態を総合的に把握し、特性を踏まえた健康支援等を実施して、住みなれた地域で安心して、健やかに生活できる地域社会の構築を担っていけるように、事業を推進していきたいということでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

今、活用ということでは、これからの事業というか、一体化は来年度からになりますので、まだ具体的なことは言えないと思うのですが、フレイル健診の未受診者への対応として、健診に来られていない方です。そういう方はフレイルの質問票もしていただけていないわけですが、そういう方に対して、かかりつけ医や地域の通いの場等でフレイル健診を実施するというお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 環境市民部長。

◎環境市民部長（由良琢夫） 受診者につきましては、市内のかかりつけ医での受診が可能となりますので、フレイル等の高齢者の特性を把握しますために、新たな質問票が使用されることになっております。また、未受診者に対しても通いの場やアウトリーチ支援等での利用などを含めまして、質問票の具体的な活用につきましては、一体的な事業の実施に向けて、今後、関係機関や市の関係部局と協議を進め、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 医師会の御協力もいただいて、このフレイル健診というか、質問票を、しっかりと導入いただきたいと思っておりますし、75歳以上の方にも、「かかりつけ医に行っているから、健診はもうしなくていいです」という方が結構多いのですが、改めてかかりつけ医の方から健診もしていただくように、そしてフレイルの質問票も受けていただくように促していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうすることによって、フレイルの早期発見につながると思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは次に、国の医療保険制度においては、75歳に到達すると、これまで加入していた国民健康保険制度等から後期高齢者医療制度の被保険者に移動することとなります。その結果、保健事業の実施主体についても、市町村等から後期高齢者医療広域連合に移ることとなりますが、これまで74歳までの国民健康保険制度の保健事業と、75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が適切に接続されなかったということが課題でありました。

例えば、75歳以上になると、一部で重症化予防の取り組みを実施しているほかは、健診のみの実施となっている自治体が多かったということ、そして、74歳まで実施してきたこの特定健診、保健指導の情報も、75歳以降には共有されていないケースも多く、健診結果を踏まえた個別支援も十分に行われていない状態であったということが課題となっております。

また、高齢者の方は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下す

るといった、いわゆるフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。しかしながら、現在は高齢者保健事業は後期高齢者医療広域連合が主体となって実施し、介護予防の取り組みは市町村が主体となって実施しているために、健康状況や生活機能の課題に、一体的に対応はできないという課題がありました。

そこで、本年5月22日、医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、そこには、高齢者保健事業と国民健康保険の保健事業及び介護保険制度の地域支援事業を一体的に実施することが盛り込まれました。

そこでお伺いいたします。フレイル対策や重症化予防等の取り組みを進めていく上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が必要になると考えますが、今後の課題と方向性について、お伺いいたします。

○議長（齊藤一義） 環境市民部長。

◎環境市民部長（由良琢夫） 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施につきましては、法が公布されまして、事業内容が順次示されているところでございます。現在、事業実施に向けて、関係部局や関係機関と連携のあり方や体制整備を検討しているところでございます。

また、一体的実施では、高齢者の健康データの分析が不可欠になってきますことから、データ分析ができる環境及び体制を整える必要があると考えております。先ほど申しました国保データベースシステムを利用する中で、健診結果や医療・介護の受診データを分析することによりまして、地域の課題や高齢者の健康課題を把握し、健康課題を抱えます高齢者の支援を行い、必要な医療・介護サービスにつなげられるように計画を進めながら、亀岡市民の健康寿命の延伸を図っていきたいと考えております。高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、この制度を活用する中で、関係機関と連携を図りながら、今後とも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

一体化ということで、本市でしたら、高齢福祉課、健康増進課、保険医療課の3課がまたがって市民の方の健康を守っていくという形になっていくのですけれども、健康寿命延伸に向けて、令和2年度より保健事業と介護予防の一体化事業がスムーズにスタートできますように、基本的な方針をつくっていただかないといけないのですけれども、それも策定することも含めまして、庁内の連携、体制整備に努めていただきますように、よろしくお伺いいたします。

次に、新たな住宅セーフティネット制度に係る取り組みについて、お伺いいたします。

高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得者等の住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要



配慮者と言われる方々が、今後も増加すると見込まれていますが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については、大幅な増加が見込めない状況にあります。

一方で、全国的に民間の空き家、空き室は増加していることから、それらを活用した取り組みを積極的に行う新たな住宅セーフティネット制度が、平成29年10月からスタートしました。この制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者のマッチング・居住支援、この3つの大きな柱からなっています。

市民相談の中で、ひとり暮らしの高齢者の方や子どもが多い母子家庭の方などは、なかなか民間住宅を貸していただけない、経済的なこともあり、思うように見つからないとの相談をお受けしました。また、貸す立場の大家さんからしてみれば、家賃滞納や孤独死、子どもの騒音等の不安から、入居を拒まれるケースも少なくありません。

そこで、本市の住宅確保要配慮者の現状をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） まちづくり推進部事業担当部長、お答え申し上げます。

住宅確保要配慮者とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の第2条におきまして、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者と定義されておりまして、孤独死や家賃滞納の可能性がある等から、民間賃貸住宅への入居がかなわない場合も想定され、その数は増加しているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） その具体的な数値はなかなかつかめないと思うのですが、今、部長から答弁いただいたように、増加傾向にあるということですので、これらの方々が安心して暮らせる住宅の確保が、重要な課題になっていくと思います。

本市においては、一般募集を行う市営住宅の管理戸数が277戸、平成29年8月に空き家募集が行われましたが、9戸の募集に対して55人の応募があり、倍率は6.1倍。平成30年6月募集においては、9戸の募集に対して60人の応募で、倍率は6.6倍。平成31年3月募集においては、5戸の募集に対して38人の応募で7.6倍。募集戸数に対して希望者が多いために、民間の賃貸住宅へ入居せざるを得ない状況となっております。

入居に際しては、さまざまな問題を抱えておられて、支援が必要な方もいらっしゃいます。本市では、住宅確保要配慮者の方の居住支援ニーズを把握しているのか、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 亀岡市域で活動されております不動産関係者、福祉関係者、京都弁護士会、行政とで構成する地域連携会議を、京都府主催で定期的、年1回でございますけれども、開催をしております、今年度10月に本市で実施した会議におきまして、国及び京都府における最近の動向の説明や、各関係機関における相談事例をもとにした地域課題等について、グループワークを行いまして、居住支援に関する課題等を共有する中、来年2月に住宅確保要配慮者だけではなく、家主等も対象にしました（仮称）高齢者等の住み替え相談会を開催することが決定いたしました。この相談会の実施によりまして、さらに深く居住支援ニーズを把握いたしまして、家主等へ制度理解の促進を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 来年2月に、（仮称）高齢者等の住み替え相談会を行っていただけということで、一步前進かと思えます。平成29年6月議会におきまして、住宅確保要配慮者の方が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、NPO法人や地方自治体、不動産関係団体等で連携し、住宅情報の提供などの支援を実施する居住支援協議会を、本市は京都府の居住支援協議会に参画されておりますが、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実施するため、市に設置する考えはないかとお尋ねしたところ、「市単独で協議会を設置するのがいいのか、また広域でやっていくのがいいのかということも含めまして、今後検討していきたい」という答弁をいただきました。現時点で、市独自の居住支援協議会設置に至っていない理由と、今後の方向性について、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 居住支援協議会は、全都道府県及び全国38自治体で設置されております、亀岡市は京都府居住支援協議会の構成団体に参加する中、住宅セーフティネットの構築に向けた取り組みの推進や、地域連携の促進、高齢者等入居サポーターの登録・支援等を行っております。現在、京都府下におきましては、亀岡市を含みます6市のみがそれぞれ、先ほど申しました地域連携会議を定期的開催しております、居住支援に係る地域独自の課題の情報共有や、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進に必要な施策の検討等を行っていることから、現時点において、居住支援協議会として求められる役割を満たしているものと考えておりますので、市独自の居住支援協議会の設置については、現在のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 現在のところは考えていないということで、御答弁いただいたのですけれども、入居において困っておられる方に対しての相談窓口というのは、前回聞かせていただきましたら、「府の居住支援協議会です」と御答弁いただきました。そ

ういうことは、市民の方は御存じないですし、そういう状況に対して、部長はどのように思っておられるのでしょうか。市民の方が困っておられる状況を把握していないので、制度から2年たつのですけれども、なかなか動いていないと。ちょこちょこ聞きに行っているのですけれども、「なかなか動いていません」ということでお答えいただきました。居住支援協議会が相談窓口になるならば、市民の方にも、もう少しそういうところがあるよということを示していただきたいと思うのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 先ほども申しましたように、不動産関係者、福祉関係者、京都弁護士会、行政関係で構成しております地域連携会議につきましては、連携を密にしております、情報を共有しておりますので、亀岡市では、まちづくり推進部建築住宅課がその委員にもなっておりますし、市のほうに来られましたら、その内容に基づきまして、御紹介をさせていただきますし、不動産関係の部署に行かれまして、連携・情報共有をしています。内容によりましては包括センターや生活総合支援センターを御紹介、御案内させていただくようなシステムを構築しておりますので、遠慮なく申し出ていただけたらと思います。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

そうしましたら、またそういう御相談があったときには、つないでいただきますように、よろしく願いいたします。

今回の制度は、いかに空き家、空き室を登録していただくかというところが鍵となります。現在、セーフティネット住宅の登録に関しては、京都府として15戸、本市においてはまだゼロとなっております。住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件の登録が進まない要因と考えられる増加策について、お伺いいたします。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 京都府下において、登録物件は15戸となっておりますが、登録が進まない要因は、住宅セーフティネット制度の趣旨を家主等に十分に理解いただけていないことも一因と考えております。住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を確保するためには、家主や不動産業者等関係者への理解を深め、協力体制を構築することが重要であることから、来年2月に住宅確保要配慮者だけでなく、家主等も対象にしました高齢者等の住みかえ相談会（仮称）を開催し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件の登録等、居住支援活動への協力、理解促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） それでは次に、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、制度の趣旨に添った取り組みを、本市としてどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） まちづくり推進部事業担当部長。

◎まちづくり推進部事業担当部長（関勝） 今後も国や府、近隣市町の動向を注視しつつ、情報収集に努めまして、京都府居住支援協議会、関係団体、庁内の関連部署とも連携する中、先ほどの答弁でも申し上げました、2月開催予定の住みかえ相談会によりまして、住宅確保要配慮者のニーズを把握いたしまして、家主等への制度理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

制度が始まって2年が経過しております。住宅を必要とされている方に、円滑に入居していただけるよう、環境整備をスピード感を持って進めていただくよう、今後も注視してまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、孤立を防ぐ、断らない相談支援についてお伺いをいたします。

介護や病気、生活困窮、ひきこもりなど、多様で複雑化した問題を抱え、既存の制度では対応が難しい人や、家庭からの支援ニーズが増加しています。厚生労働省によりますと、支援を必要としている人の60%は問題を2つ以上、34%は3つ以上抱えておられ、8050問題や、親の介護をしながら子育てをするダブルケアなど、相談者の多くが複合的な課題を抱えているとのこと。相談先が多岐にわたるため、問題ごとに別々の窓口を回っている間に、相談者御自身の心が折れ、孤独を深めることさえあるとして、縦割りの対応を見直し、断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制の構築が自治体に求められています。

本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針に、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取り組みを強化すると明記されました。

本市における複合的な悩みを抱えた方への相談支援の現状について、お伺いいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 健康福祉部長、お答えいたします。

複合的な悩みを抱えた方への相談ということで、市では主に3カ所で相談体制を整えております。

市では生活や福祉におけるさまざまな課題を抱える方の相談対応、社会福祉協議会に

おいては、介護や病気など、社会的に孤立している人への相談支援、亀岡市生活相談支援センターでは、生活困窮者の自立支援の相談支援を行っているところでございます。それらの相談件数を合わせますと、昨年度で約 200 件あるのですけれども、内容はひきこもりや家庭問題、認知症、金銭面等、多岐にわたっておりますし、近年はひきこもりに関する相談や複数の課題を抱えている方がふえている状況でございます。

今後も関係課及び専門の相談機関等と連携を図りながら、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

本市においても、きめ細かな相談体制を敷いていただき、支援をしていただいているということなのですけれども、「断らない」をモットーに掲げ、2015 年度から全ての相談を断らず、丸ごと対応する窓口を、市の生活援護課に設けておられる神奈川県座間市の取り組みをお聞きしました。

座間市では、生活援護課で相談者の困りごとを丁寧に聞かれ、行政の対応だけでは限界がある場合には、地域の NPO 等の力も借り、複数の悩みの解決や改善に取り組んでおられます。また、他の担当課と情報共有するための「つなぐシート」を導入して、庁内の連携体制の強化を図っています。この「つなぐシート」は、庁内の複数の窓口への相談が必要と思われる市民の方に対し、最初に受けた職員が、自身の業務内容にかかわらず、全体的な状況を聞き取り、シートに記入し、その職員が次の窓口へ同行し、つなぐというものです。誤った案内やたらい回しといった事態を防ぎ、同じことを繰り返し話すという市民負担をなくすことを目的とされ、包括的な対応を円滑に行われております。

このような相談者の困り事などを記載し、他の担当課と情報共有するための「つなぐシート」の活用や、一元化した窓口の設置について、本市の考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

P.73 健康福祉部長（河原正浩）

□

◎健康福祉部長（河原正浩） 御紹介いただきました「つなぐシート」でございますけれども、支援機関同士での引き継ぎを正確かつ効率的に行うためのシートと考えておりまして、現状の相談支援体制を検証して、他市の事例も参考にしながら、有効活用できないか、検討を進め、より一層安心して御相談いただける体制づくりを研究してまいりたいと考えております。

一元化窓口につきましては、高度な専門知識を持つ人材確保や育成、相談情報の集約

等、多くの課題はございますけれども、「つなぐシート」と合わせて研究をしてまいります。

また、本日の新聞にも大きく取り上げられておりましたが、ひきこもりを中心とした問題を抱えている家族に対する相談について、こういった縦割りをなくして窓口を一本化するような取り組みを行えば、国からの支援がなされると伺っております。こういったことも合わせまして、研究を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 「つなぐシート」については、情報共有するためのツールとして、適切な相談支援に必要不可欠なことから、導入に向けて前向きな検討をお願いしたいと思います。そして、きょうも先ほど紹介していただきましたが、これ、京都新聞の一面に載っておりました。国からも、介護を含め、窓口一本化ということで、財政支援も出ているようです。一元化した窓口の設置については、幅広い相談内容に対応できる人材の育成や確保という課題もあると思いますけれども、設置に向けて前向きに御検討いただきますことを要望し、全ての質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。